

住宅金融支援機構

①住宅の建設、購入、補修の融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を受けることができる。

ア 建設の場合

住宅が全壊した旨の「り災証明書」を交付されている方が対象。また、大規模半壊や半壊した場合、それに付随する要件を満たせば対象となる。

(ア)融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650万円	510万円	970万円※	440万円

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
原則毎月見直します。

(ウ)償還期間(3年以内の元金据置期間を設定できる)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	木 造 (一般)
35年以内	25年以内

イ 購入の場合

対象は、建設の場合と同様。

(ア)融資金の限度

区 分	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
新築住宅	2,620万円※	510万円
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320万円※	510万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620万円※	

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

(ウ)償還期間(3年以内の元金据置期間を設定できる)

区 分	耐火・準耐火・木造(耐久性)	木 造(一般)
新築住宅	35年以内	25年以内

区 分	償還期間
リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション	35年以内
リ・ユース住宅、リ・ユースマンション	25年以内

ウ 補修の場合

住宅に被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方が対象。

(ア)融資金の限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円※	440万円※

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

(ウ)償還期間 20年以内(1年以内の元金据置期間を設定できる)

(注意)※印はケースにより限度額が変わることがある。

融 資 制 度 等

◎「勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例」

1 災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づき、自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

死亡者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。

2 災害援護資金

災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合

150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

250 万円

ウ 住居が半壊した場合

270 万円

エ 住居が全壊した場合

350 万円

(2)世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

150 万円

イ 住居が半壊した場合

170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く)

250 万円

エ 住居の全体が滅失、若しくは流出した場合

350 万円

(3)(1)のウ(2)のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

(4)災害援護資金の償還期間等

ア 償還期間は 10 年とし、据置期間は 3 年とする。

イ 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

ウ 償還は、年賦償還又は半年賦償還とする。

エ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。

◎県の融資計画

- 1 生活福祉資金(災害援護資金)「以下、生活福祉資金という。」の貸付福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸付け必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

- 3 中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な対策を実施する。

- 4 農林関係融資

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1)被災農家の経営 | 天災資金、農業経営支援基金、農業緊急資金 |
| (2)農地等の災害復旧 | 農業基盤整備資金 |
| (3)施設関係の災害復旧 | 農林漁業施設資金 |
| (4)その他 | 農林漁業セーフティネット資金 |

- 5 林業関係融資

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1)被災林業者の経営 | 天災資金 |
| (2)施設関係の災害復旧 | 林業基盤整備資金、農林漁業施設資金 |
| (3)その他 | 農林業セーフティネット資金 |

災 害 見 舞 金 支 給 一 覧 表

災 害 内 容			見 舞 金 額
住 家 災 害	火 災 等 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④航空機墜落 ⑤車両の衝突その 他の不慮の人為的 災害	全焼・全壊 (建物の焼破損割合 70%以上)	200,000 円
		半焼・半壊 (建物の焼破損割合 50%以上)	180,000 円
		(建物の焼破損割合 30%以上)	140,000 円
		(建物の焼破損割合 20%以上)	100,000 円
		一部焼・一部壊 (建物の焼破損割合 10%以上)	60,000 円
		(建物の焼破損割合 5%以上)	40,000 円
		(建物の焼破損割合 5%未満)	10,000 円
	自然災害	全壊・流出 (建物の破損割合 70%以上)	60,000 円
		半壊 (建物の破損割合 20%以上)	30,000 円
		一部壊	
		建物の損害額 100 万円超え	10,000 円
		建物の損害 20～100 万円以下	5,000 円
		床上浸水(全床面積の 50%以上)	
		150 ㎝以上	30,000 円
		100～150 ㎝未満	20,000 円
		70～100 ㎝未満	14,000 円
		70 ㎝未満	10,000 円
		床上浸水(全床面積の 50%未満)	
		100 ㎝以上	10,000 円
		100 ㎝未満	5,000 円
人 家 被 害	災害による同居家族の死亡(住家の被災に伴うものに限る)		20,000 円

勝山市地域防災計画に基づく対策室又は対策本部が設置された災害

災 害 内 容		見 舞 金 額
住家被害	建物の損害 100 万超え	30,000 円
	建物の損害 20～100 万未満	20,000 円
	床上浸水(全床面積の 50%以上)	70,000 円
	床上浸水(全床面積の 50%未満)	50,000 円
人的被害	災害が原因となる不慮の事故による死亡	100,000 円
	災害が原因となる不慮の事故による 3 日以上入院	20,000 円